

淀川水系流域委員会 第 25 回委員会（2003.9.30 開催）結果概要

03.11.21 庶務作成

開催日時：2003 年 9 月 30 日（火） 15：00～17：45

場 所：大阪府立体育館 第 2 競技場

参加者数：委員 36 名、河川管理者 20 名、一般傍聴者 289 名

1 決定事項

- ・淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書」の構成は次の 4 部構成とし、次回委員会（10/29）での確定をめざす。

河川整備の方針について：基礎原案 1～4 章についての委員会の意見。

河川整備の内容について：基礎原案 5 章（整備内容シートを含む）についての委員会の意見。

計画策定における住民意見の反映について：委員会の意見。住民参加部会にて案を作成する。

部会意見：各部会にて作成する。

- ・各委員は 10/13 までに意見書素案（資料 2-2）への意見を提出する。
- ・今後の流域委員会についての具体的な内容は、意見書とりまとめ後、1 ヶ月程度で数名の委員で案を作成し全委員に諮る。

2 審議の概要

第 24 回委員会以降の状況報告

資料 1「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」をもとに、委員会、部会等の開催状況が説明された。

意見書の作成方針に関する意見交換

資料 2-1「委員会意見書の作成方針（案）」を用いて、意見書の構成、作成スケジュール、今後の流域委員会、について説明が行われ、「1 決定事項」の通り、了承された。なお、整備内容シートに対する意見については、できるだけ地域別部会で各部会関連部分について意見集約した後、作業部会にて案を作成することとなった。

意見書（素案）- 河川整備の方針について - に関する意見交換

作業部会リーダーの今本委員より、資料 2-2「淀川水系河川整備計画基礎原案についての意見書（素案）- 河川整備の方針について -」（意見書の にあたるパート）の説明が行われた後、意見交換が行われた。主な意見は「3 主な意見」の通り。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 5 名から発言があった。主な意見は「3 主な意見」の通り。

3 主な意見

意見書（素案） - 河川整備の方針について - に関する意見交換

作業部会リーダーの今本委員より、資料 2-2「淀川水系河川整備計画基礎原案についての意見書（素案） - 河川整備の方針について -」（意見書の にあたるパート）の説明が行われた後、意見交換が行われた。

（主な意見）

< 流域全体としての対応について >

- ・意見書（素案）では、基礎原案での指定区間に対する記述を評価しているが、「流域全体・社会全体で対応する」という提言の観点から考えると、「もっと強く記述すべき」と意見すべきだ。また、関係省庁、自治体等の連携についても、積極的かつ主体的に連携していくべきという提言の立場から記述した方がよい。
- ・河川管理者が整備計画の中で権限や法的な根拠の及ばない部分にまで言及できるように、河川管理者を支援する意味も込めて、「河川管理者は自らの権限外のことにも踏み込んでいかなければならない」と意見書の前段で明記しておいた方がよい。
- ・意見書（素案）の 2 頁に「縦割り行政を打破するための具体策についても言及すべき」とあるが、誤解を招く表現ではないか。表現について、再考頂きたい。
- ・琵琶湖の漁業は想像以上に逼迫している。水質の悪化、底質の砂泥化、農業排水による汚濁等、さまざまな問題が漁業に深刻な影響を与えている。このままでは琵琶湖が持たない。国と自治体と漁業関係者が、連携するだけでなく、まさに一体となってやってかなければならない。

< 河川整備の目標について >

- ・狭窄部上流の浸水被害を解消・低減するための対策として、整備の対象とする流量は、既往最大と確率洪水の 2 つで対応していくべきということか。
多くの河川では、確率洪水によって対象とする流量を決めている。これを既往最大に変更するなら、慎重にやるべきだということ。どちらにするか、本委員会で結論するのは難しい。（作業部会リーダー）
狭窄部上流の治水対策は、やはり、地元の住民との対話によって決定していくべきだろう。河川管理者が情報を提供し、住民の意見を聴いて、考えていくべきだ。その結果として「既往最大」を下げることもあり得るだろう。（委員長）
- ・素案の「3 治水」では、目標の達成期間を考慮して計画を立てるべきとしているが、これは整備計画全体にあてはまるので、意見書の前段に記述した方がよい。

< 社会的合意について >

- ・河川管理者は、委員会や自治体や住民の意見を反映しながら整備計画を策定していくことが社会的合意を得るシステムだと考えているが、これと社会的合意を得るということは、同じことなのか、別のことなのか、明確なご審議を頂きたい。（河川管理者）
河川管理者と考え方は一致していると思うが、社会的合意の具体的な答えが見出せないことをご理解頂きたい。
住民参加には、目的によっていくつかの形式があり、それぞれ機能が違っている。

その中の 1 つが社会的合意と一致する可能性はあるが、住民参加全体が社会的合意と同じだとは限らない。住民参加の機能や形式ごとに考える必要がある。

< 住民参加について >

- ・ 住民参加による川づくりの中での河川レンジャーの役割について、追記する必要がある。河川レンジャーには、河川管理者とともに、住民の川づくりへの参画を促進したり、住民意見を聴取する役割もある。
- ・ 河川管理者は、河川レンジャーの試行的な活動を三栖閘門周辺と山科川を対象に行って、その活動内容や役割等について検討していくとしている。特定の場所だけではなく、猪名川や琵琶湖でも検討を始めるべき。そのためには、主要な河川ごとに検討会をつくり、河川レンジャーの検討を進めていくべきだ。
- ・ 意見書（素案）の 4 頁に「広域かつ統合的な管理機構（欧州におけるリバー・オーソリティをモデルとする）についての検討・実現が望まれる」とあるが、このリバー・オーソリティと河川レンジャーとの関係や住民意見の反映や住民参加の具体策について、意見書の中で明確にすべき。

意見交換終了後、水資源開発公団から、H15 年 10 月 1 日より独立行政法人水資源開発機構に組織変更されるにあたって、新機構の企業理念、業務内容等について説明が行われた。

一般傍聴者からの意見聴取：一般傍聴者 5 名から発言があった。主な意見は次の通り。

- ・ 前回委員会での滋賀県知事の意見も一般意見と同等の扱いをするという決定は承知した。今後、滋賀県としてはこの決定を踏まえた対応をしたい。
- ・ 基礎原案では、淀川環境委員会について何も述べられていない。整備計画では、淀川環境委員会についても、明確に位置付けるべきだ。
- ・ 意見書（素案）では、確率洪水による治水安全度の考え方に優位性を認めているが、これは委員会の合意事項なのか。

意見書（素案）の確率洪水に関する記述は一般論であり、この委員会で確率洪水が優位と決めたわけではない。（今本作業部会リーダー）

- ・ 基礎原案には大津放水路の 2 期区間の記述がない。大津市南部には東海道本線や名神高速道路等、都市機能が集中しており、洪水が発生すれば、大変なことになる。整備計画では、大津放水路の 2 期区間の事業内容や期間について明確にして頂きたい。
- ・ 今日出された整備方針に関する意見書（素案）は、提言と同じ観点から書かれており、安堵している。整備内容に関する意見も同じ観点で作成頂きたい。

以上

説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。